国土交通省
管理職ユニオンニュース

NO. 268
2016. 3. 10

発行
国土交通省管理職ユニオン
所在地
東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2 中央合同庁舎２号館
TEL 03-3509-1138
E メール
k-union@alpha.ocn.ne.jp
ホームページ
http://www.k-union.network/

来年度のフル再任用
地方整備局では実施せず

国土地理院では７名のフルタイム再任用実現！

全国の支部・地整、そして本部の団体交渉の終了に伴い、国土地理院や地方整備局で来年度再任用希望者や現職に「説明」等が行われています。

ユニオンの調査では、その説明は「地方整備局は、フルタイム再任用は行わない。」「国土地理院はフルタイム再任用を実施」という内容になっています。

一方、管理職員の定年退職後の処遇改善に向けたユニオンの粘り強い運動を反映して、短時間勤務者には、４・５級格付けが実現します。

国家公務員の「雇用と年金の継続」と「長年培った能力・経験を有効に発揮する」ことを目的として、２００２年（平成１４年）に「再任用制度」が新設されました。

ユニオンは当初より「職員が培ってきた知識や経験を生かせる仕事に就かせよ」「退職時から２級下がりの格付け」を要求して運動を展開し、表１のように要求を前進させてきました。

特に、２０１６年度以降の再任用者は、一年間以上の無年金状況が発生することから、「フルタイム再任用」の実現を強く追求してきました。

再任用の要求実現の経過　【表－１】

- 平成１５年度（２００３年度）希望する事務所の勤務の実現
- 平成２０年度（２００８年度）３級指導員を新設させ管理職経験者の３級昇格実現
- 平成２４年度（２０１２年度）指導官ポストを新設させ、４日勤務の実現
- 平成２５年度（２０１３年度）再任用者の出張所勤務の実現
- 平成２６年度（２０１４年度）指導官ポストの４級発令、
- 平成２８年度（２０１６年度）募集要項に５級格付けを記載

あなたもユニオンへ

このように政府や人事院が「フルタイム再任用」を示唆しているにもかかわらず、国土地理院と地方整備局では「フルタイム再任用」をかたくなに拒否をしてきました。

その為、ユニオンは「フルタイム再任用」を求める署名活動等様々な運動を取り組んできました。

その結果、ユニオンの調査では、国土地理院では来年度７名の定年退職者に「フルタイム再任用」通知が出されました。

しかし、地方整備局は、来年度もフル再任用を実施しないことが明らかになりました。

短時間再任用者の４級・５級格付け実現へ

再任用者のフルタイム採用については、２０１３年３月には「年金支給開始年齢までのフルタイム再任用」の閣議決定が行われ、２０１５年には、フルタイム中心の勤務の実現にむけ、定員管理の面があるとしても「一層の工夫が求められる」との人事院勧告が行われました。

一方、ユニオンは、管理職員の定年後の処遇確保のため「フルタイム再任用」と併せて、業務の内容や格付けについても改善を求めていましたが、来年度からは、短時間勤務者は「原則４日勤務、希望者は３日勤務も認める」「格付けは４・５級」など要求の前進も明らかになっています。この格付改善により昨年比較で最大７８、０００円の給与アップになります。

再任用者俸給月額

	5級	4級	3級
フル勤務	287,400	272,300	252,900
4日勤務	229,900	217,800	202,300
3日勤務	172,400	163,300	151,700

定員事情を理由にした フルタイム採用拒否の矛盾

本省当局は、地整などでのフル再任用を実施しない理由として「定員が厳しい」と回答しています。しかし、定員が厳しい地整の今年の定員削減数は２５８名で、国土交通省全体の定削数２３９名を上回る定員が削減されています。

さらに、下段の表は、平成２７年度の国土交通省内での再任用の実態表です。省内の組織の中で旧建設の職場でのフルタイムは運転手の１４名だけですが、旧運輸などでは６３５名のフル再任用が実施されています。

同じ省内で、定員に余裕があり６３５名もフル再任用をしている組織と、定員が厳しくフル再任用ゼロの組織が存在する。そして、その組織が省内全体の定削を負担する。こんな矛盾した組織はあり得ません。

2015年度定削数

国交省全体	239人
地方整備局	258人

平成27年度国土交通省内組織別再任用実態　H27.8 人事院調べ

		フルタイム			短時間勤務			計		
		新規	継続	計	新規	継続	計	新規	継続	計
国土交通省	合計	201	448	649	340	1104	1444	541	1552	2093
	旧建設	1	13	14	175	417	592	176	430	606
	その他	85	165	250	90	289	379	175	454	629
	気象庁	67	63	130	8	28	36	75	91	166
	海上保安庁	46	205	251	67	363	430	113	568	681
	運輸安全委	2	2	4	0	7	7	2	9	11

その他：旧運輸省・航空局など

また、予算定数と実定員に全国で４００名程度の空き枠があることはお知らせしてきていますが、当局は、「（この空き枠は）休職者や出向者が復帰した場合を想定しての枠の確保」と説明しています。

しかし、全員が一気に復帰・復職することは考えられず、さらに、出向者や休職者の復帰はあらかじめ想定できますので、定員管理上全員分の枠の確保など必要ないことです。

「定員が厳しい」のではなくて、当局自らが「定員を厳しくしている」のではないのでしょうか。

また、当局は、再任用者と職場、特に若年層と対立させるため、定数減の職場に再任用者を配置し、さらに「再任用者が配置されたため、定員が減らされた」という図式を職場に作っています。自ら作り上げた「定員が厳しい」状況を定年退職者に押しつける当局は許せません。

なお、この空き枠だけで５年間のフル再任用者分をカバーできないのは事実です。しかし、農水省のように定員の回転運用などを行えば、予算定員と実定員の空き枠で一定対応できるはずです。それが人事院の言う「工夫」でないでしょうか。

内閣人事局「フレックスタイム制の拡充に係る施行通知」を発出

ユニオンとの団交回答の履行

今年度の人事院勧告で、２０１６年度より「フレックスタイム制」の導入が勧告されました。

ユニオンは、フレックスタイム制の導入は、育児や介護を抱える職員などについては有効であり推進すべきと考えています。しかし、全職員となると、定削が進んでいる職場実態から、国民サービスの低下を招くのは明らかであり、さらに、管理職員の労働強化にもつながるとして、当局や人事院、内閣人事局などと交渉を実施してきました。特に法整備を行う内閣人事局とは、１１月５日に団体交渉を実施し、「育児・介護の職員への導入は賛成だが、旧建設の職場は出張所では職員が２～３名という非常に少数であり、フレックスタイムは現実的に無理である。小手先の工夫も大切だが、「増員」により、職場の中で助け合い協力し合い、業務遂行が出来る職場環境の確立を行うべきだ」と追及を行ってきました。同時に「国交省の当局は過去の歴史から見ても職場の全職員に強制することが考えられる。全職員に強制されることはないのか」との追及も行ってきました。

これに対して、内閣人事局は「強制してはいけない制度だと考えている。あくまで希望者の申告によるものだ」「少数の職場には導入は難しい。各官署対応で検討して欲しいまたが、さらに「その旨の徹底をはかれ」との追及に内閣人事局が「法律とは別の形、文書などで徹底する」との回答をしていました。

その結果、「フレックスタイム制の拡充に係る施行通知」が２月２５日正式に各省宛に発出されました。その内容は、左記の通りです。

対象は全職員とする一方で、「職員からの申告制であること」「職員に申告を強制しないこと」等、ユニオンとの団体交渉での回答が反映された内容となっています。

強制しないことが重要

「強制しないこと」が重要」との回答がされています。

第1　勤務時間法の改正事項（抜粋）

1　フレックスタイム制の対象の拡充（勤務時間法第6条第3項関係）

フレックスタイム制の対象を、原則として全ての職員に拡充するものである

第2　留意事項（抜粋）

1　適用の基本的な考え方

適用を希望する職員から申告が行われた場合には、可能な限り適用するよう努めること。特に、育児又は介護を行う職員等については、できる限り、当該職員の申告どおりに割り振るよう努めるものとすること。

2　適正な公務の運営の確保

各職員の勤務時間の割振りに当たっては、執務時間中に必要な人員が確保されることを含め、公務の運営に支障がないようにすること。

3　職員の申告に基づく割振り

フレックスタイム制における勤務時間の割振りは、公務の運営に支障がないと認める場合に、希望する職員の申告を経て行うものであり、職員に申告を強制することや、職員の申告を経ずに各省各庁の長が一方的に割振りを行うことはできないこと。